

5 教育活動の段階的再開

○子供たちが、安全に安心して学校生活に適応できるよう段階的に再開します。

【第1段階】2～3時間程度の分散登校（毎日）

1・2週目

- ・分散登校により感染リスクを避けながら学校生活に慣れることを主眼とする。
- ・1週目には、健康観察・学校再開方法の説明、授業再開に向けて必要な学級指導等を中心に2～3時間程度行う。（給食提供なし）
- ・2週目には、2～3時間程度の教科指導等を中心に行う。（給食提供なし）



【第2段階】午前授業（4時間程度）の一斉登校（毎日）

3週目

- ・感染リスクを避け、4時間程度の教科指導等を行う。（給食提供あり）



＜第2段階までの取組状況をみながら第3段階への移行を判断する＞



【第3段階】通常授業（毎日）への移行

4週目以降

- ・小学校低学年への負担を考慮しながら通常通りの教育活動へ移行する。（給食提供あり）

6 ご家庭へのお願い

以下の点についてご家庭でお子様にご指導ください。

- (1) 毎朝の検温をしましょう。（ご家庭の皆様もご協力ください。）
- (2) 発熱等の風邪の症状がみられるときには無理をせずに自宅で休養しましょう。
- (3) 学校（園）への登校（登園）には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持っていきましょう。
- (4) 休日における不要不急の外出を控えましょう。
- (5) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発生をする密接場面」これらの3つの条件が重なる場を避けましょう。

練馬区立学校（園）の教育活動の再開

東京都でも新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除され、練馬区立学校・園においても学校（園）を再開することにいたしました。長期にわたった休業では、子供たちだけでなく保護者・地域の皆様におかれましても多くのご心配をおかけいたしました。またこの間、様々なご支援・ご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

再開に当たっては、各学校・園において感染予防対策を図ることはもちろんですが、心のケアにも十分に配慮するなど、子供たちが安全に安心して学校に通うことができるよう、学校と教育委員会、関係機関が連携して対応いたします。そのため、教育委員会では、学校再開に向けて対応のポイントをまとめた学校向けガイドラインを作成しました。本書ではその概要をお示しいたしましたので、保護者の皆様にもご確認いただき、これまでと変わらぬご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年6月1日
練馬区教育委員会

1 学校再開時の感染予防対策

(1) 日常的な感染予防対策の徹底

- 児童生徒および教職員は手洗い、咳エチケット（マスク着用の励行）および毎日の検温を徹底します。
- 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に引き取りを依頼するとともに、保健所への相談や病院の受診を促します。
- 教室のドアや窓をできる限り常時、少なくとも休憩時間ごとに可能な限り二方向開放し、こまめな換気を行います。
- ドアノブ、手すり、スイッチなどは、児童生徒下校後に1日1回、消毒します。

(2) 教育活動上の対策

- 各教育活動では、可能な限り身体的距離を確保し、感染リスクの高まる活動は行いません。
- 密な状況を生じさせるような行事や集会・朝会等は実施しません。放送機器を活用するなどの工夫をします。
- 授業では、可能な限り、近距離での会話や発声、グループや少人数での話し合い・教え合いなどの活動は控えます。
- 体育等における身体接触を伴う活動や音楽等における歌唱や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、家庭科等における調理実習は年間指導計画上の実施時期を変更します。
- 水泳学習は中止します。
- 配膳にかかる過程が少ない献立の給食を提供するとともに、児童生徒が向き合って食べることがないようにします。
- 休憩時間にトイレ、手洗い場等で密な状況をつくらぬよう指導や見守りを行います。
- 部活動は学校再開後4週目以降に段階的に再開します。感染リスクの高まる活動は行いません。
- 欠席連絡には電話を利用し、ノート等による複数の人物を介する連絡を行いません。
- 感染予防のため保護者が児童生徒等を出席させなかった場合は欠席扱いとしません。

2 児童生徒の心のケア

- (1) アンケート、面談、日記指導、作文指導等を通して児童生徒の悩みや不安を把握するよう努め、状況に応じて個別に支援を行います。
- (2) スクール・カウンセラー、心のふれあい相談員、養護教諭等による校内の相談体制を充実させ、悩みや不安について、児童生徒がいつでも相談できる体制づくりを行います。
- (3) 練馬区教育相談、ねりま ホット アプリ（中学生対象）、都および国の相談窓口等校外の相談機関について児童生徒に周知します。
- (4) 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別せず、適切に行動できるようにするための指導を再開後1週目に行います。また、感染症やその予防に関して正しく理解するための指導も行います。

3 授業時間の確保等

- (1) 夏休み期間を短縮して授業実施、都民の日や開校記念日の授業実施、7月以降月2回程度（合計14回）の土曜授業の実施により授業日数を確保します。

7月

日	月	火	水	木	金	土
		21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

- ※夏休み期間の授業日は7月21日から7月31日および8月24日から8月31日です。
- ※○で囲んだ日を授業日としますが、学校によって施設工事の都合上、上記日程を変更する場合があります。

- (2) 夏休み期間の短縮以外に、各教科の授業時数を確保するため、以下の行事を縮減または中止することがあります。
 - ①運動会などの体育的行事、音楽会などの文化的行事、宿泊行事等
 - ②小中学校における連合行事等
- (3) 児童生徒の学習成果を確実に見取って評価するため、今年度に限り通知表の発行を10月中旬と3月末の2回とします。このことにより、受験生に不利益とならないよう配慮します。

4 感染者等が発生した場合の対応

- (1) PCR検査を行うなど感染の疑いがある児童生徒および教職員を事前に把握した場合は、学校は当該者を休ませる（児童生徒は出席停止とする）とともにプライバシーに配慮した上で、当該校の全保護者に感染者等発生旨を通知します。また、検査等の結果も通知し、陽性であった場合は、当該児童生徒および教職員の学校内での活動状況などに応じて当該校の休業を判断します。
- (2) 児童生徒の中に濃厚接触者が発生した場合は、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります（教職員も同様）。
- (3) 出席できない児童生徒に対しては、学校が学習課題を配布したり、電話連絡をしたりして、学習支援と心のケアを行います。